

鹿屋市里山林等整備モデル事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、景観、防災等の観点から森林環境の保全を図るため、通学路等の沿線及び集落周辺の竹林、雑木林等の整備を行うため、地域住民が森林所有者と合意形成を図り、安全の確保及び良好な景観の形成、鳥獣被害防止対策としての鳥獣を寄せ付けない緩衝帯の機能を復活させる等の取組に対し、予算の範囲内において鹿屋市里山林等整備モデル事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、町内会又は地域住民の団体とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業は、公共的要素が高く、次の各号のいずれかに該当する里山林を整備する事業とし、整備後の10年間について、適切な管理を継続することの合意が補助対象者と当該里山林の所有者との間でされているもので、整備する面積が1か所につき奥行4メートル以上、面積200平方メートル以上のものとする。

- (1) 通学路又は生活道路として利用される道路に近接するもの
- (2) 野生鳥獣被害が発生する又は発生するおそれのある地域に近接するもの
- (3) 地域提案の里山林の整備による景観の維持及び継続的な管理を図るもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、里山林の整備に必要な消耗品費、燃料費、通信運搬費、委託料、賃借料（作業機械等の運搬費及び作業機械オペレーター代を含む。）、資材等の購入費（景観に配慮したものに限る。）及び樹木の処分費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の全額とし、整備する面積に1平方メートル当たり1,500円を乗じて得た額を限度とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。